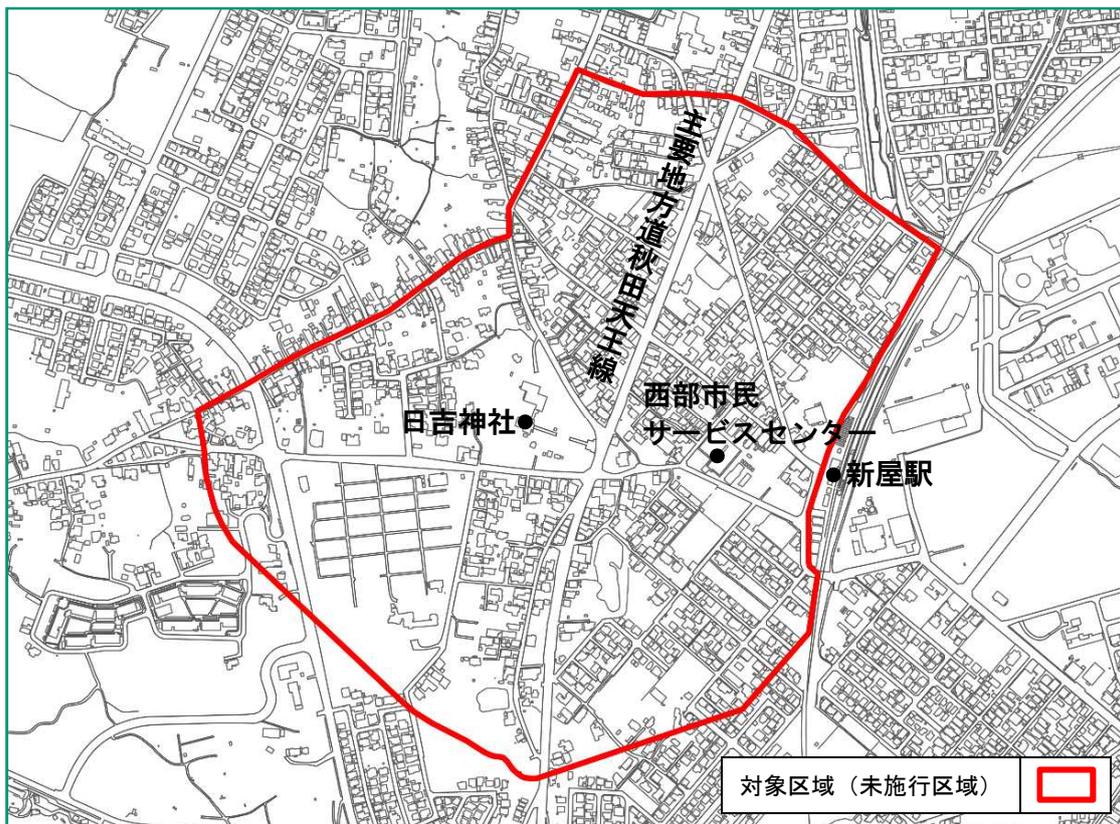


新屋地区土地区画整理事業施行区域見直し評価カルテ（原案）の概要

本市では、長期にわたって未着手となっている土地区画整理事業の未施行区域について順次見直しを行うこととしており、このたび、昭和29年に都市計画決定された「新屋地区土地区画整理事業」について、その必要性や実現性を検証し、見直し方針をまとめた「評価カルテ（原案）」を作成しました。

1 見直しの対象区域（未施行区域）

新屋扇町、新屋表町、新屋比内町および新屋日吉町地内（62.8ha）



2 評価方法

土地区画整理事業の必要性を検証するため、当初の都市計画決定の目的と現在の区域内状況の比較、災害ハザード情報の整理、道路への接道状況や上下水道の接続状況の確認等を行い、総合的に評価します。

3 対象区域の評価結果

- (1) 新屋地区土地区画整理事業は、住宅需要を見込んだ住宅街の整備を目的に都市計画決定されていますが、既に住宅地・商業地として一定程度の住宅街が形成されています。
- (2) また、対象区域では、一部道路の接道等に関して課題がみられましたが、土地区画整理事業以外の代替事業等による対応が可能となっています。
- (3) 土地区画整理事業の実施に関する地域要望や、その他配慮すべき特殊な事情等は特にありませんでした。

4 見直しの方針（案）

短期（3年以内）による都市計画変更（未施行区域の廃止）を目指します。

5 今後のスケジュール（予定）

今後のスケジュール（予定）は以下のとおりです。

手続の種別	時期	事項
見直し方針の決定	令和4年11月22日 11月24日 11月28日	評価カルテ（原案）の説明会を開催
	令和4年12月	評価カルテ（原案）の意見募集（30日間） ※広報あきたに掲載予定
	令和5年3月	秋田市都市計画審議会を開催 （評価カルテについて） 見直し方針を決定（未施行区域の廃止）
都市計画変更	令和5年度以降に都市計画変更に係る手続を行います。	

手続においては、皆様が秋田市に対し意見を提出できる機会がありますので、広報あきたやホームページ等を活用し、適宜周知を行います。

なお、見直し方針等の変更により、手続に変更がある際には、改めてお知らせします。

よくある質問

Q. 計画の見直し（未施行区域の廃止）を行うことにより、現状の生活環境に変化はありますか？

今回の見直しは、土地区画整理事業の未施行区域を廃止しようとするものであり、見直しにより現状の生活環境が変化することはありません。

Q. 何のために見直しを行うのですか？

将来的な住宅需要を見込んで都市計画決定された新屋地区土地区画整理事業は、社会情勢の変化や市街化の進展等によってその必要性が問われており、長期未着手の状況下では、土地所有者等の関係者が、将来の見通しを立てにくいという問題もあることから、今回の見直しに至ったものです。